

令和5年3月31日
事務連絡

都道府県 バリアフリー施策担当課 御中

国土交通省総合政策局
バリアフリー政策課

車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインについて（周知）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）により整備が進められている車椅子利用者用駐車施設に、それを必要としない人が駐車すること等により、真に必要な人が利用できない状況が発生していることから、その適正な利用を促すための取組が求められているところです。

各地方公共団体において、様々な施設の駐車施設の利用対象者に利用証を交付し、適正利用を促す取組（パーキング・パーミット制度）が進められていますが（令和5年3月末時点で41府県2市が導入）、当該制度では、車椅子使用者の他、車椅子を使用しないものの移動に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦等）も広く対象とし、そのような人向けの優先駐車区画が設けられる場合もあり、利用区分の明確化や不適正利用の減少等の利用環境改善の効果も認められています。

このような、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つとなっている車椅子利用者用駐車施設等の適正利用について、国土交通省では、令和3年度より検討を始め、車椅子使用者、車椅子使用者以外の者も含めた様々な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換や議論等を経て、ソフト面での対応として、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るための望ましい考え方をガイドラインとしてとりまとめました。

つきましては、今後、本ガイドラインを踏まえ、制度未導入の地方公共団体においては、制度の導入を検討する際に、既に制度を導入している地方公共団体においては、制度を改善等する際にご参考としていただき、引き続き、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用を推進していただくようお願いいたします。

なお、管内の市区町村にもご周知いただきますようお願いいたします。

【車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの公表ページ】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html

＜問い合わせ先＞

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 西村、筒井

TEL：03-5253-8111（内線24-215、25-523）

FAX：03-5253-1552